

生改善計画」を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設した。なお、計画の作成にあたっては「過半数組合（ないときは過半数代表者）の意見を聴かなければならない」とした。

また「厚生労働大臣は、同計画が適切でないとき認めるときは変更を指示することができる」とし、さらに「事業者が指示に従わなかった場合または同計画を守っていない場合で重大な労働災害が再発する恐れがあるときは、必要な措置をとるよう勧告することができる。勧告を受けた事業者が従わなかったときは、その旨を公表することができる」とし、計画作成の指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告。これにも従わない場合は、企業名を公表できるようにした。

⑤については、国際的な動向（貿易の障壁撤廃）を踏まえ、ボイラーなどとくに危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関のうち、外国に立地するものについても登録が受けられるようにした。また、⑥については、技術水準の向上により、他の手段で目的が達成されている規制は見直す必要があるとして、(i) 規模の大きな事業場で建設物や機械等の設置・移転等を行う場合の事前届け出を廃止したほか、(ii) とくに粉じん濃度が高くなる作業に従事する際、使用を義務づけている電動ファン付き呼吸用保護具を、型式検定・譲渡制限の対象に追加した。

（調査・解析部）

シート（SDS）の交付が義務づけられている六四〇物質）について、事業者に危険性または有害性等の調査（リスクアセスメント）を義務づけた。また、その結果に基づき「事業者は、労働者の危険または健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない」とした。

②については、第六六条の一〇として「事業者は労働者に対し、医師、保健師その他等省令で定める者（以下、医師等）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない」とする規定を新設。労働者の心理的な負担の程度を把握するため、医師等によるストレスチェックの実施を事業者に義務づけた（ただし、従業員五〇人未満の事業場は当分の間、努力義務とする）。

併せて「労働者に対し、検査を行った医師等から結果が通知されるようにしなければならない。医師等は検査を受けた労働者の同意を得ないで、結果を事業者に提供してはならない」と規定。また、「通知を受けた労働者で、省令で定める要件に該当するものが希望する旨を申し出たときは、医師による面接指導を行わなければならない。この場合、事業者は労働者が申し出をしたことを理由に、不利益な取扱いをしてはならない」とし、さらに「医師の

「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」が六月一九日、衆議院本会議で全会一致で可決され、成立した（参議院先議）。今般の改正は、特別規則で規制されていたなかった化学物質が原因で「胆管がん」の労災事案が発生したこと、精神障害の労災認定件数が増加していること、同一企業で同種の災害発生が相次いでいることなど労働災害をめぐる昨今の状況を踏まえ、これを未然に防止するための仕組みの充実を図るもの。

①化学物質管理のあり方の見直し、
②ストレスチェック制度の創設、
③受動喫煙防止対策の推進、
④重大な労働災害を繰り返す企業への対応、
⑤外国に立地する検査機関等への対応、
⑥規制・届出の見直し等の六点到わたる改正を加えた。公布（六月二五日）から起算して、⑥は六カ月、③～⑤は一年、②は一年六カ月、①は二年を超えない範囲で、政令で定める日から施行される。

ストレスチェック制度を創設

主な改正内容を具体的にみると、①に関しては同法第五七条の三として「事業者は、省令で定めるところにより、政令で定める物および通知対象物による危険性または有害性等を調査しなければならない」と規定。特別規則の対象にされていない化学物質のうち、一定のリスクがあるもの（安全データ